

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)のご案内

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方(雇用保険の特定受給資格者)を、より高い賃金(離職前の賃金と比べて5%以上)で、早期(離職後3か月以内)に雇い入れた事業主に対して助成する制度です。

これは事業主に対する助成制度となりますが、本制度が活用されることにより、助成金の対象となる方にとっては、賃金上昇を伴う早期再就職に繋がる可能性がありますので、ハローワークから求人事業主に対して助成制度の活用についてご説明させていただきます。

その際、求人事業主に対して雇用保険の特定受給資格者であることが伝わることに加えて、採用にあたり本助成制度が活用されず賃金上昇には至らないケースもあり得るなど、これらについてご承知おきください。

なお、詳細については、ハローワーク窓口までお問い合わせください。

### ■「雇用保険の特定受給資格者(※)」とは…?

右の雇用保険受給資格者証の12「離職理由」欄に11、12、21、22、31または32が記載されている方となります。

※ 具体的には、二次元バーコードから「特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要」をご参照ください。



### 見本

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢
6. 生年月日		7. 求職番号
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、返租、市町村)	

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

管轄地方運輸局所在地

電話番号

交付年月日

公共職業安定所 印

### 賃金上昇5%の具体例

離職前の賃金(※):180,000円(時給1,500円、5日/週、6時間/日)

雇入れの賃金(※):200,000円(基本給190,000円、役職手当10,000円)

➤  $200,000円 \div 180,000円 \div 1.11$  (賃金11%上昇)

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。詳細は、二次元バーコードからガイドブックp5をご参照ください。



### (参考)本助成制度の主な要件

当該助成金を事業主が利用するためには、

- ① 事業主の都合により解雇等された者を雇い入れること
- ② 離職後3か月以内に雇い入れること
- ③ 離職時の賃金よりも5%以上高い賃金で雇い入れること

などの条件があります。これらの条件を満たして労働者を雇い入れた場合に、事業主に対して30万円または40万円が助成されることとなります。

【ハローワーク処理欄】:同意確認年月日( 年 月 日)

① 雇用保険の特定受給資格者であることを伝えてもよいか( はい ・ いいえ )

② 雇入れ支援コースの助成対象になる可能性があることを伝えてもよいか( はい ・ いいえ )

※ 雇用保険の特定受給資格者の同意が得られた場合に限り求人事業主に伝えること。